

建設水道常任委員会記録

| 令和3年 第3回定例会 | | |
|-------------|---|---|
| 1 日 | 時 | 令和3年9月24日（金） 午前10時00分 開会 午前10時44分 閉会 |
| 2 場 | 所 | 議場 |
| 3 出席委員 | | 市田 登 委員長 大島 久幸 副委員長 鈴木 紹平 委員 橋本 修 委員 梶原 隆 委員 津久井 健吉 委員 |
| 4 欠席委員 | | |
| 5 委員外出席者 | | 増渕議長、鈴木副議長 |
| 6 説明員 | | 別紙のとおり |
| 7 事務局職員 | | 小杉局長 柳田 書記 |
| 8 会議の概要 | | 別紙のとおり |
| 9 傍聴者 | | なし |

建設水道常任委員会 説明員

| 部局 | 職名 | 氏名 | 人数 |
|-------|----------------|-----------|-----|
| 都市建設部 | 都市建設部長 | 福 田 哲 也 | 11名 |
| | 都市計画課長 | 郷 昭 裕 | |
| | 整備課長 | 上 澤 均 | |
| | 維持課長 | 小 磯 栄 一 | |
| | 建築課長 | 松 本 護 | |
| | 建築指導課長 | 埴 純 人 | |
| | 整備課長補佐 | 北 島 礼 弘 | |
| | 維持課長補佐 | 小 林 寿 伸 | |
| | 都市計画課監理・地籍調査係長 | 渡 邊 佳 保 里 | |
| | 維持課道路維持係長 | 大 門 喜 久 治 | |
| | 建築課住宅係長 | 戸 崎 守 | |
| 上下水道部 | 上下水道部長 | 木 村 正 人 | 9名 |
| | 企業経営課長 | 塩 澤 昌 宏 | |
| | 水道課長 | 福 田 光 広 | |
| | 下水道課長 | 湯 沢 浩 | |
| | 水道課長補佐 | 関 口 正 視 | |
| | 水道課長補佐 | 鈴 木 久 夫 | |
| | 下水道事務所長 | 橋 本 浩 一 | |
| | 企業経営課下水道経営係長 | 岡 崎 康 衣 | |
| | 企業経営課料金係長 | 鈴 木 隆 志 | |
| 合計 | | | 20名 |

建設水道常任委員会 審査事項

- 1 議案第63号 令和2年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 議案第64号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第72号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第73号 市道路線の認定について

令和3年第3回定例会 建設水道常任委員会概要

○市田委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された案件については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

それでは、都市建設部の審査を行います。

議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、都市建設部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課長の郷です。

議案第65号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和3年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

15款「国庫支出金」、2項4目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の中段、「道路整備事業費国庫補助金」7,663万5,000円の増額、次の「道路長寿命化対策事業費国庫補助金」2,733万9,000円の増額につきましては、国庫補助金の確定によりそれぞれ補正するものであります。

その下の「空家対策事業費国庫補助金」150万円の増額につきましては、国庫補助金の配分額確定により補正するものであります。

5ページをお開きください。

22款「市債」、1項5目「土木債」、右側説明欄の下段、「道路整備事業債」6,570万円の増額、次の「道路長寿命化対策事業債」2,460万円の増額につきましては、国庫補助金の確定に伴いそれぞれ補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

8款「土木費」、2項3目「道路維持費」、右側説明欄の「道路維持管理費」1億8,552万5,000円の増額につきましては、道路修繕24カ所に要する修繕料3,000万円、舗装改修6路線、街路樹剪定5路線に要する工事費7,099万円、極瀬川遊水池事業における土地開発基金の買い戻しのための土地購入費2,264万1,000円、補償金6,189万4,000円が補正の内容となっております。

また、「道路長寿命化対策事業費」 5,500 万円の増額につきましては、国庫補助金の確定により補正を行うものであります。

補正内容は、市道 0003 号線外 3 路線の舗装改修に要する委託料及び工事費であります。

4 目「道路新設改良費」、右側説明欄の「道路整備事業費」 2 億 1,393 万 2,000 円の増額につきましては、国庫補助金の確定により補正を行うものであります。

その主な補正内容であります。委託料 2,870 万 2,000 円の増額は、市道 0103 号線外 5 路線に要する用地測量費等であります。

工事請負費 1 億 2,425 万 9,000 円の増額につきましては、市道 0365 号線外 5 路線に要する工事費であります。

公有財産購入費 3,118 万 6,000 円の増額は、市道 0029 号線外 6 路線に要する土地購入費であります。

補償、補填及び賠償金 2,944 万 1,000 円の増額は、市道 0029 号線外 5 路線に要する建築物等の補償金であります。

次に、3 項 1 目「河川維持費」、右側説明欄の「河川維持管理費」2,440 万円の増額につきましては、普通河川の護岸補修等に要する修繕料を補正するものであります。

19 ページをお開きください。

4 項 2 目「土地区画整理事業費」、右側説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」161 万 5,000 円の増額につきましては、区画整理事業における土地開発基金の買い戻しのため、補正するものであります。

その下、3 目「街路事業費」、右側説明欄の「都市計画道路整備事業費」 882 万 8,000 円の増額につきましては、都市計画道路の新鹿沼西通りと南大通りにおける土地開発基金の買い戻しのため補正するものであります。

次に、5 項 1 目「住宅管理費」、右側説明欄の「市営住宅維持管理費」 400 万 7,000 円の増額につきましては、市営住宅 6 戸の修繕料等を補正するものであります。

「市営住宅施設整備事業費」 1,433 万 7,000 円の増額につきましては、坂田山市営住宅の受水槽交換工事費を補正するものであります。

「空家対策事業費」 300 万円の増額につきましては、国庫補助金の確定により、空家等解体補助金を補正するものであります。

以上で、議案第 65 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について」のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 19・20 ページのところの空家対策事業の空家解体事業で、300 万円というところなのですが、これは何戸ぐらい、何世帯ぐらい分の空き家が対象なのか。これをまずお伺いしたいと思います。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。松本護建築課長。

○松本建築課長 建築課長の松本です。よろしく申し上げます。

空家対策の解体補助金であります。今年度、令和 3 年度は、今現在 38 件申請のほうがありまして、まだ、要望のほうがありますので、それに今回の補正で、おおよそ約

7件を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 いいですか。

ほかに質疑はありますか。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。

先ほどの空家解体事業なのですが、これは一般の家庭、一般住宅のみということですか。

それとも工場とか、そういうのは対象にならない感じなのですか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。松本建築課長。

○松本建築課長 建築課長の松本です。

一般の住宅はもちろん補助対象になります。

それで、工場とか、そういったところに関しては、特定空家というものに該当する場合は、対象になるということです。

以上で説明を終わります。

○鈴木紹平委員 はい、ありがとうございます。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。

それでは、別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第 65 号中都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号中都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 73 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。

議案第 73 号 「市道路線の認定について」 ご説明いたします。

今回、認定する路線は、1 路線です。

関係資料にあります市道路線の認定図をご覧ください。

市道 5807 号線は、上野町地内において新たに築造された道路を市道として認定するためのものです。

以上で議案第 73 号 「市道路線の認定について」 の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 お願いします。

今回その新たに造成された道で、認定という、その経緯と、あと、これ、今まで土地を管理された人からの依頼で、市から認定になったのか、市からのほうの働きかけで認定になったのか教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。

現在、この路線は、道路上認定外道路でありまして、建築基準法上でも、法定外道路となっているため、建築物を建てることができない、上にですね、状態になっております。

隣接地権者との、すみません。

周辺住民にとって、4メートル以上の道路であれば、利便性が向上するために、認定するものでございます。

以上で説明、終わります。

○市田委員長 大丈夫ですか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 この、その、どうやったら道路って認定されていくのかなというのが、僕がちょっとわからないもので、お聞きしたいのは、これ地権者というか、そちらのほうから市のほうの道路としてほしいという話だったのか、市のほうから、「これは市道にしたほうがいいんじゃないですか」という、どちらからの話になったのかというのを説明お願いします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。小磯維持課長。

○小磯維持課長 こちらの道路に関しては、地域住民から要望があり、4メートル以上の道路であれば、利便性が向上することと、建築物、法定外道路でありますと、建築物が建たない状態ですので、ここを今回市道に認定して、建築物が建てられるように認定するものであります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありますか。

大丈夫ですか。

別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第73号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されました都市建設部関係の案件の審査は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩後に、上下水道部関係の審査を行います。都市建設部におかれましては、大変ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は10時20分がいいですか。

では、20分からお願いいたします。

(午前10時16分)

○市田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前10時20分)

○市田委員長 これから上下水道部関係の審査を行います。

はじめに、議案第 63 号 令和 2 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくをお願いいたします。

議案第 63 号 「令和 2 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

令和 2 年度決算におきまして、当年度未処分利益剰余金は、2 億 9,515 万 5,418 円となりました。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、7,000 万円を減債積立金に、7,000 万円を利益積立金に、8,149 万 9,660 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、7,365 万 5,758 円を資本金に組み入れるものであります。

以上で、議案第 63 号 「令和 2 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、お願いします。

水道事業会計のことについて、ちょっとよくわかっていないのですが、今回、その利益処分ということで、剰余金の処分の仕方なのですが、まず、この資本金に組み入れる、7,365 万 5,758 円という金額が、この数字の根拠というか、これがなぜ資本金に組み込まれるのかについて、教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 資本金に組み入れるものにつきましては、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものですから、その差額について、7,365 万 5,758 円、これを資本金に組み入れるというふうなものでございます。

○市田委員長 はい、梶原委員、大丈夫ですか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 えっと、これ、僕の勉強の仕方が間違っているのか、わからないのですが、えっと、これ、多分、期首というか、その予算をつくるときに、資本的収入及び支出のところの、補填財源、補填財源に、これ建設改良積立金を取り崩して、まず 1 回、この 7,365 万 5,758 円を、この建設改良積立金から取り崩して、補填財源にしたので、それを今年度使って、いろいろ建設改良費として使ったと。

その後に、この金額が資本金に組み入れられるというふうに勉強したのですが、違ふ、今の説明だと、差額という話だったので、もう 1 回、ちょっと説明を求めます。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

先ほどの説明のほうを訂正させていただきます。

本当に申し訳ございません、勉強不足で申し訳ございません。

7,365 万 5,758 円につきましては、取り崩しをしておりますので、その金額を補填す

るもの、建設改良積立金のほうに積み立てるものであります。

○市田委員長 大丈夫。

○塩澤企業経営課長 失礼しました。

3条予算と4条予算の差額を補填しているものですから、その分を積み立てるというものでございます。

○市田委員長 はい、梶原委員、大丈夫ですか。

はい、木村上下水道部長。

○木村上下水道部長 木村です。

梶原委員おっしゃったように、予算の段階で、当初の予算でいくら取り崩しますよという予算を組んでいます。

それで、結果的にそれが7,365万円で済んだということで、最初にそれを差し引きまして、その残りの部分については、それぞれの積立金に積み立てをしますというものでございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 ええと、私の認識で正しかったというのがわかったので、それで、その後、今度、では、この7,000万、減債積立金と利益積立金に7,000万ずつ積み立てるのですが、これ前年度は多分5,000万円だったと思うのですが、この金額の決め方について、ちょっと教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

前年度5,000万、今年度7,000万ということにつきましては、未処分利益剰余金の金額で、先ほど言いました差額分を差し引いた残りを、ではどのようにこれから返していく減債積立金とか、そういったものに入れていくかということを考えて、それで、今後の見通しとかを考えて、この金額ということで振り分けてございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 梶原委員、はい、梶原委員。

○梶原委員 ちょっと積算根拠というか、単純に残った金額を3等分して、大体7,000万ずつなのか、それで余ったのを最終的に建設改良積立金に積み立てているのか、これ、例えば、その減債積立金に1億4,000万で、利益積立金にゼロ円というやり方でもいいのかどうか、確認をします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

その点につきましては、極端な話、それでも問題はないと思うのですが、ただ、今後、やはりどんどん増えると予想される建設改良費とか、返していくためにはなければいけない起債関係、そういったものを考えて、振り分けております。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 大丈夫ですか。はい、梶原委員。

○梶原委員 いろいろわからなくて、まだいろいろ教えてもらいたいのですけれども、企業だとすると、これ資本金に組み入れるということは増資とあって、企業の体力を上げ

て、また、自己資本比率を上げて、ほかのステークホルダーから優良な企業だということがあるのですけれども、これは積立金を取り崩して、一旦改良費ということで使ったものを、そのまま、資本金に組み入れていくという仕組みで、その増資の理由みたいなのは、よくわからないのですけれども、その辺って、わかりますかね。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 梶原委員の質問に説明いたします。

ちょっと、こちらもちょっと勉強不足ですので、よく調べまして、議会のほうに回答したいと思いますので、よろしくお願ひします。申し訳ございません。

○市田委員長 はい、梶原委員、大丈夫ですか。

○梶原委員 はい、わかりました。

○市田委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第 63 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 64 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願ひいたします。

議案第 64 号 「令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

令和 2 年度決算におきまして、当年度未処分利益剰余金は、1 億 86 万 5,939 円となりました。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、5,000 万円を利益積立金に、5,086 万 5,939 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものであります。

以上で、議案第 64 号 「令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、お願ひします。

今回のその未処分利益剰余金の処分の仕方なのですけれども、利益積立金に 5,000 万円ということなのですけれども、どうなのですか、これ、減債積立金のほうに積立金がないのですが、これ何か、法律的に先にこっちというわけでも、先に、減債積立金がないのかなと思ったのですけれども、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

減債積立金に積むべきではないかと、利益積立金に 5,000 万円をではなくて、減債積

立金のほうに積むべきではないかということでございますが、減債積立金を優先しなければいけないというふうな決まり事はないので、それで、利益積立金のほうに積ませていただいたという形になります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 法律的には、減債積立金が、別に最初に処分をしていく優先順位ではないということだと思いますが、それはその、わかりましたので、それであるならば、なぜ、今度は利益積立金のほうに積極的に処分したのかという理由をお聞かせください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい、塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 利益積立金のほうに先に、減債積立金のほうではなくて、こちらに先なのかというふうなことでございますが、利益積立金とかにつきましても、収益的収支と資本的収支の中で、赤字が出た場合とかに、補填とかというふうなものがございしますので、そちらを優先させたということでございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 大丈夫ですか。はい、梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

それで、多分、今回から、新しくその下水道事業会計が、会計が変わったと思うのですが、えっと、これ積立金に関していうと、減債積立金も利益積立金も、今までは積み立てがなくて、今回新たに積み立てていくという、もし、そのそれぞれの積立金に残額があれば教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

○市田委員長 どうぞ。

○塩澤企業経営課長 令和2年度から、企業会計になりまして、それ前までは、特別会計でやっておりましたので、この辺の積立金はありませんでした。

それで、今回の議決を得れば、令和3年度の決算にこの金額が上がってくるというふうな形になります。

以上で説明は終わります。

○市田委員長 大丈夫ですか。

はい、ほかに質疑はありますか。

ないですね。

別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第64号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第65号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、上下水道部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

議案第 65 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、上下水道部所管のものについて、ご説明いたします。

歳出についてであります。補正予算に関する説明書、13 ページをお開きください。

上から 3 段目、4 款 衛生費 1 項 3 目「環境衛生費」の説明欄、一番下の欄、「公共設置型浄化槽維持管理費」40 万 6,000 円の増につきましては、公共設置型浄化槽の修繕料を増額するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。

別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第 65 号中上下水道部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号中上下水道部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 72 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

議案第 72 号 「令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」説明いたします。

「補正予算に関する説明書」1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出についてであります。1 款 下水道事業費 1 項 営業費用 6 目 業務費 660 万円の増につきましては、水道料金システムと農業集落排水料金システムを統合するための電算委託料を増額するものであります。

以上で、議案第 72 号 「令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫かな、大丈夫ですね。

それでは、別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第 72 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

不慣れな委員長でございましたが、皆様のおかげをもちまして、何とか1年全うすることができまして、ありがとうございました。

また、任期中は、台風19号（令和元年東日本台風）に関して、継続調査として、「災害に強いまちづくり」というもので、継続調査を進めてまいりました。

また、今後とも、そういった対策は続いていくかと思えますけれども、何とかできましたこと、厚く御礼申し上げます。

1年間、ありがとうございました。（拍手）

○大島副委員長 ありがとうございました。（拍手）

○市田委員長 副委員長はいいですか。

○大島副委員長 いや、いいですよ。同じですから。

○市田委員長 では、これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午前10時44分）